

平成 24 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会

第 8 回会議要旨

<開催日>

平成 24 年 9 月 5 日（水）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（4 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 2 名

説明者（4 名）

経常事業 311「シニア活動館の管理運営」、312「地域交流館の管理運営」、
474「駐車場整備事業の推進」、321「新宿生活実習所の管理運営」、
499「公園のサポーター制度」、
高齢者福祉課長、都市計画課長、障害者福祉課長、みどり公園課長、

<開会>

1 経常事業ヒアリングの実施

【部会長】

第8回外部評価委員会の第1部会を開催します。

本日は、経常事業のヒアリングを実施します。

<委員紹介・趣旨説明>

それでは、311番「シニア活動館の管理運営」からご説明をお願いします。

【説明者】

シニア活動館は、指定管理者制度を導入した館で、現在2館運営しています。

今後、第二次実行計画の中で、平成27年度までに徐々に増やしていく予定です。現在ある2館、今年度末に戸山のシニア活動館、来年の4月1日で西新宿シニア活動館、計4館を予定しているところです。

シニア活動館は、ことぶき館からの機能転換で、対象は区内在住の50歳以上の方です。

シニアの方も含め、概ね高齢者の方が利用をされる施設として整備を進めているところです。

特に、今後、高齢社会になっていったときに、いわゆる社会貢献活動の担い手、地域でのさまざまな見守りですとか、高齢者の方の支援をいただいているボランティアの方など地域

の方たちも、年齢が徐々に高まってきていますので、その支え手を何とか増やしていくというところが、シニア活動館の事業の柱となるものです。

もう1つの柱が介護予防に対しての取り組みです。機能転換をする前のことぶき館は、区の直営で、区の職員が運営していました。ことぶき館にはお風呂が付いていますので、高齢者の方が来てお風呂に入って一日そこで楽しむ、団体利用もありますが、貸し館機能みたいなところもありました。その当時は介護予防教室を開きたくても、地域センターや生涯学習センターなどの部屋を定期的に借りるのが難しく、なかなか開催できなかったのですが、昨年ぐらいから、この機能転換にあわせて介護予防教室を定期的に関開けるように、課の中で連携して施設の有効活用を図ってきました。

シニア活動館は、信濃町シニア活動館が21年度から、高田馬場シニア活動館が22年度から開設し、活動期間としましては大体2～3年の実績が出てきています。その中で推移を見ていきますと、利用者数については、個人利用、団体利用も大変増えていて、さまざまな活動をする参加団体も増えています。

事業評価としては、指定管理者制度が導入され、毎年指定管理者の事業評価をしていますし、指定管理者制度導入2年目には労働環境モニタリングも実施しており、必ず区が運営について中身を見ていくという状況を整えています。

「目的または実績の評価」のところについては、各館で利用者のアンケートをとったところ、職員の接遇への満足度、あるいは内容等につきましても、概ね利用者の方から評価を得ていると考えているところです。

また、社会貢献活動への支援としまして、それを具体的なボランティア活動につなげるまでには時間もかかりますので、今後は、事業の中身、ソフトの充実の方にも力を入れてもらおうと思っています。

「改革・改善」の「受益者負担」については、現在は高齢者の使用施設ですので、利用料は無料としています。ただし、ことぶき館だった時代から、地域のマンションの管理組合ですとか、その他の団体に夜間部屋をお貸ししていますので、第二次実行計画中の27年までに、夜間の有効利用も図っていきたいと考えています。受益者負担等の導入は条例の改正になってきますので、それも視野に入れながら、受益者負担についても検討していきます。

予算事業シートの事業コストは、概ね施設管理委託料、指定管理料が計上されています。

備考欄の配置人員ですが、2館とも5人の体制で、館長1名、主任級が1名、その他の3名の方でシフトを組んでいます。

「活動実績」については、シニア活動館に機能転換した際、個人利用も団体利用もそれぞれ増えておりますので、利用をしていただける施設になってきたと評価しているところです。

新たに開設するところでは、指定管理制度自体が地域の方にご理解されにくい部分もありますので、地域の皆さんにご説明しながら、指定管理者制度を定着させていき、さらに民間企業者の持っているノウハウを十分発揮できるような施設運営にしていきたいと考えています。

【部会長】

ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】

2館の指定管理者は同じ事業者ですか。

【説明者】

それぞれ違います。

【委員】

それはどういう理由でしょうか。

【説明者】

指定管理者は公募により事業者を選定します。概ね4月から6月にかけて準備をし、募集要項に基づき公募をしまして、選定委員会を開催します。シニア活動館の場合は高齢者の施設ですので、選定委員のメンバーに区民の方、例えば町会の方、あるいは自主運営管理委員会とあって、今あることぶき館を担っていただいている団体、あるいは地域の民生委員、高齢者クラブ等の方など、地域の中で概ね3人ぐらいの方を委員としています。さらに学識経験者、高齢者福祉施策に精通されている専門の方と、財務審査に関して中小企業診断士の方をお願いしています。

今年2館公募しましたがけれども、大変多くの事業者から応募がありました。

指定期間は5年間になりますので、期間の途中で倒産などということがあってはいけませんから、選定の際には、財務の関係、会社の体制をしっかりとチェックをさせていただきます。

【委員】

そうすると、選定委員会には、地域の方、それから学識の方と、財務の専門家が集まって選定するということですか。

【説明者】

選定委員会には区からも2名入っています。

【部会長】

民間が運営することになって、何か違って来た点とかはありますか。

【説明者】

プログラムの内容やサービスが良くなりました。1年目は指定管理者も地域特性がつかめないもので、1年間はどうしてもがたがたしますがけれども、利用者アンケートも取っていますし、自己評価などを必ずしてもらいますので、そういった中で指定管理者自体がしっかりと地域のニーズ、利用者の要望などを受けとめながら、自分のところでできるサービスをしていただいているところです。そういったところで、1年目よりも2年目が良くなり、2年目より3年目に事業が充実し、今年は落ち着いたという感じがしています。

【部会長】

行政でやっていたときよりも、きめ細やかなサービスになっているのでしょうか。

【説明者】

直営のときは、ことぶき館でしたのでお風呂がありました。皆さんの目的はお風呂に入りに

来て、談話室で知り合いの方とお話をしてくつろいでいくことでした。また、団体あるいはグループの活動に部屋をお使いになっているところもありました。シニア活動館になってからは、指定管理者の持つノウハウにより、いろいろな事業や手法を取り入れているので、地域の方にも認められるようになってきたと思っています。

【部会長】

機能そのものを変えたわけですね、そのときに。

【説明者】

機能転換ですね。

【委員】

利用者アンケートは、どんな内容で、分析結果は怎么样了か教えてください。

【説明者】

利用者アンケートについては、それぞれの指定管理者に任せていますが、例えば、太極拳やヨガとか健康体操とか脳トレなどの事業についてどうですかというような聞き方もしています。あるいは、私どもの課と介護予防などで事業連携をしていますので、その辺についても聞いていたりします。

なるべく利用者の方の意見を吸い上げる努力をしています。

【委員】

シニア活動館の対象は50歳以上で、年齢が若いような気がするのですけれども。早期退職される方がいるからこういう年齢設定なのでしょうか。

【説明者】

シニア活動館の大きな特色は、お仕事をしているうちから、なるべく地域に入るきっかけを持っていただくことです。たとえ週1回、月2回でもいいですから参加いただいて、ご自分の持つスキルを提供していただき、ボランティアへの入り口にしていただこうという意図です。

【委員】

若い方が入りやすいですね。年とってからだと足が遠のきますものね。

【説明者】

はい。そういう趣旨でシニアの活動館を置かせていただいています。

【委員】

男女比はどんなものですか。

【説明者】

圧倒的に女性が多いです。高齢者施策の中での一番の課題は、お一人で生活している男性の方をどうしたらご自宅から出て活躍していただけるかです。現在、70歳以上の方約4,300人の見守りをしているのですけれども、1,900人ぐらいの方が拒否をしていらっしゃいます。拒否というのは、私は元気だから要らないという方もいる半面、お訪ねしますと、私はそういう事業は必要ありませんという方もいらっしゃいます。マンションにお一人住まいの方もいらっしゃいますのが、発想の転換をして、逆に見守りの支え手になっていただけませんかというよう

な取組みもしています。しかし、行政が一方的に言うよりも、その接点として、こういった場所を使いながらやっていけたらと考えています。

【委員】

指定管理者は年々よくなってくるのであれば、今度できる施設でもまた一から始めるよりは、前にやっている事業者のノウハウをいただいた方がいいかなというお考えもありますか。

【説明者】

それはないです。同じところが応募してくることはあります。ただし、同じ事業者がいくつも管理していると同じパターンになってしまいますので、全部スタートから選定をしていただきますし、違う選定委員の方たちの公平な目で、よいところを書類審査していただき、プレゼンを聞いて、ヒアリングもしっかりとしながら事業者を選定していただいています。

【部会長】

指定管理者の事業者同士での情報交換はやっていらっしゃるのですか。

【説明者】

月に1回必ず、指定管理者の館長会とことぶき館の館長の合同館長会を開催しています。例えば個人情報の案内ですとか、災害時の対応ですとか、どの館においても区民の方に対して同じように対応していかないといけない場合など、共通の情報が必要なときは、必ず全部呼び出して情報を共有しています。

【部会長】

それではちょうど時間になりましたので、その次の312番「地域交流館の管理運営」につきまして、ご説明をお願いいたします。

【説明者】

こちらにつきましては、地域における高齢者の福祉を推進するために、区民の方相互の交流の拠点とするとともに、健康、福祉の増進を図る拠点として設置しています。

利用対象は、区内在住の60歳以上の方としています。現在8館、この中でお風呂がないのが西早稲田地域交流館です。シニア活動館と地域交流館の大きな違いはお風呂がついているか、ついていないかということですが、西早稲田地域交流館はもともとのお風呂設備がありませんでした。そこが大きく違ってきます。

目標については、個人利用者数、利用者満足度等ということで、シニア活動館と同様です。事業評価につきましては、概ね適切と評価しています。

「改革・改善」につきましては、地域交流館は子どもの施設と併設する複合施設であったりしますから、大きい部屋が取りにくいところがありますが、より身近なところでご参加いただきたいということで、高齢者の介護予防の実施場所として徐々に活用を図っていきます。

受益者負担につきましてはシニア活動館と同様で、機能転換が終了するまでに何らかの形で、夜間利用については少しオープンにして、施設の有効活用を図っていただければと考えているところです。

予算事業シートは、上落合の地域交流館だけ指定管理と西早稲田地域交流館以外は、子ども

の学童、児童館と、ことぶき館と一緒にしていますので、同じ指定管理者が管理しているところ です。

したがいまして、その配置人員の件費等につきましては、それぞれ3名から5名という指定 管理者の提案による内容です。

利用者数は、個人、団体ともに、21年度から23年度まで徐々に指定管理者制度導入館が増え て、自然と活動実績も増えてきているという状況です。

今後につきまして、分析の中身は、機能転換を図り拡大していく方向です。そして、より高 齢者の方の活発な交流を促していく施設として利用していきたいと考えているところです。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

【委員】

シニア活動館と地域交流館、ことぶき館の活動の内容がよくわからないのですが。

【説明者】

ことぶき館は区の直営で、区の職員が運営をしています。概ね内容的には貸し館みたいなこ とが主になってしまっています。活動をサポートしたりということまでは手がいつていな い。それで機能転換をしていく際、シニア活動館と地域交流館に分けました。

今までことぶき館にはお風呂が併設されていて、お風呂の利用は大変多いのですが、お風呂 を残していくのであれば地域交流館としています。

シニア活動館というのは、先程申し上げましたように対象年齢を若くしていますし、お風呂 があるのは信濃町だけです。他のところはその場所を有効活用して、地域の高齢者の方を支え るために食事サービスなどを実施しています。食事サービスは区内のボランティア団体に入っ ていただきまして、区民の方が高齢者の方に月2回、定例的にお料理をしていただいて食事を 提供していただくものです。

そこにはご自宅で暮らしている方たちに集まってきていただきます。しっかり栄養もとって いただきながら会話も楽しみ、食事後には一定の時間でゲームをしたり、歌を歌ったり、それ ぞれの交流もします。これは本当にボランティアの皆さんのお力で動いています。シニア活動 館のうち、信濃町と高田馬場は食事サービスができないのですが、戸山と西新宿は地域的にも 必要な場所ですので、調理室を設けボランティアさんに支えていただくということです。

地域交流館の方は、子どもさんの施設と一緒にですので、いろんな事業と一緒にできます。お 祭りをやったり、あるいは高齢者の方が行事のときに行って、一緒に物を教えてもらったりと いうような、いわゆる多世代交流のできる場所となっています。小学校に入ったお子さんたち が、学校が終わった後に放課後来ている学童クラブ、大学前の方たちまで自由に入れる児童館、 そういったところでの交流もできるということです。

対象年齢は60歳で、年齢でも少し枠は区切らせていただいています。

【委員】

各館によって利用の仕方が違うわけですか。

【説明者】

一か所で登録していただくと、共通で使えます。ただし、指定管理の施設と直営の施設がありますので、登録の仕方など、できるだけ区民の方が利用しやすいように、今調整をしているところです。

【委員】

貸し会議室もあるのですか。

【説明者】

いわゆる活動のために、平日の昼間、地域交流館などは団体が定期的に使用しています。例えば踊りのグループとか、あるいはカラオケとかフラダンスのグループ、部屋数が足りずほぼいっぱいの状態のところもあります。男性ですと、例えば囲碁・将棋、そういったものをできるように部屋があります。今度囲碁・将棋をお子さんに教えるというような交流をしていくなど、それぞれ館、地域によって活動内容は少しずつ違ってきます。

【委員】

年間通して、例えば毎週月曜日とか、あるいは第1月曜日とか、年間で予約できるということもしているのですか。

【説明者】

2カ月前や1カ月前など、それぞれ申し込み日が決まっています。そこで重なったら皆さんで調整をしていただき、お貸ししていると思います。

【部会長】

指定管理者を選定する場合に、地域交流館とシニア活動館はどのような差別化をして選定されているのでしょうか。

【説明者】

特に差別化はしていません。子どもの施設、地域交流館とも、募集要項の中で、やっていただく項目を仕様書に明記しまして、そのいずれもができるところが応募してきます。

子どもの施設としては子どもさんの処遇がありますので、既に指定管理をしている事業者については、選定委員が現場視察をして、本当にそういった処遇ができているかどうかというような確認をしています。

高齢者の場合については、例えば介護の事業者とか、特定の高齢者施設を運営しているところは少ないので、既に介護事業者や施設の運営をしているところが連絡をしてくれます。こちらにも現場も見させていただいて、職員の方への処遇がきちんとできているかどうかというところを確認しています。それから、介護施設であってもこういった元気な方の施設であっても、利用者さんへの対応は同じだと思いますので、その辺をチェックしていきたいと思います。

【委員】

お風呂は無料ですか。

【説明者】

無料です。

【委員】

清掃とか維持費がかかりますよね。

【説明者】

公衆浴場法に基づくお風呂ですので、指定管理の事業の中で清掃委託等々をしまして、全部込みでやっています。

3.11の震災があったときに、それまでノーチェックだったお風呂の使い方を全部変えまして、誰が入っているか、何人の方が入っているのか、ということも全部記録してもらうように変えています。安全対策が大事になってきています。

【委員】

夜間の利用についてはこれから考えるということでしょうけれども、恐らく時間帯でこれは参加したくてもできないという方も中にはいるのではないかと思いますので、人件費も大変でしょうけれども、ぜひ夜間の利用も、せめて9時ぐらいまでの利用ができるような方法でやっていただくと利用者数が増えるのではないかと思います。

それから、1人で来た方はどんなことで過ごしているのですか。

【説明者】

地域交流館はお1人でいらしても、例えばマッサージ機や談話室など、いられる場所がありますし、現在は、熱中症対策で、ことぶき館は時間を1時間延長して6時までいていただける談話室のような部屋で交流をしていただくようにしています。

シニア活動館は、入ったところに談話コーナーがあり、テレビがついていたり、あるいはパソコンが置いてあったり、それぞれの特徴を持って使えるようにしています。

【委員】

全館ではないのですね。

【説明者】

全館ではないです。

【委員】

お風呂に入りたい方は地域交流館に行かれるわけですね。趣味というか、いろんな活動をしているのはシニア活動館に行かれる。全部無料で入れるということですね。

私はコズミックセンターという新宿区のスポーツ施設によく行っているのですが、あそこにもいっぱい高齢の方がいらしていますが、こちらを利用している方はもっと高齢の方ですか。

【説明者】

世代的には、本当にさまざまです。大変高齢の方もいらっしゃいます。地域交流館、ことぶき館、シニア活動館とも、皆さんで活動する場を持っているという方はお元気です。スポーツの方でも、水泳なども介護予防事業に入れますけれども、あつという間にうまります。

【委員】

できれば、後で利用者の年齢別の割合を教えてください。

【説明者】

わかりました。シニアと地域交流館の登録者の年齢構成でよろしいですね。

【委員】

利用証というのはただ提示するだけですか。

【説明者】

はい。お風呂の場合にはお名前を書いておりますけれども、年齢や連絡先は書きません。

【委員】

見学もできますか。

【説明者】

はい。今、7月から熱中症対策で開設しているときも、できれば登録をしてくださいとありますが、避難場所ですから、そういう登録をしたくないという方もその期間おいでくださいというような体制をとっています。

【部会長】

非常に柔軟ですね。どうもありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

それでは、474番「駐車場整備事業の推進」事業についてご説明をお願いいたします。

【説明者】

事業概要について説明させていただきます。

新宿区では、主に乗用車の保有と利用の急速な増加に伴い、駐車施設の不足と違法路上駐車の問題に着目して、民間と公共の適切な分担に基づく駐車場の整備と有効活用等を定めるため、新宿区駐車場整備計画を策定しました。策定以降、概ね16年が経過して、駐車場の整備やまちづくりの進捗、駐車情報等の関係法令の改正により新たな対応が必要となったことから、平成21年度より、学識経験者や警視庁等の関係行政機関で構成した新宿区駐車場整備計画検討委員会を設置し、討議調整を重ねてまいりました。

その結果、23年4月に、各地区の特徴を生かしながらまちづくりの方針を実現できる政策誘導型の整備計画として、平成6年の策定から色合いを変えた整備計画改定をいたしました。

新宿駅東口では、今大きな建物の更新時期を迎えていますが、建て替えを行った場合、昭和33年にできた東京都の駐車場条例に基づいて一律な基準で生じた駐車場の整備が必要となります。建物ごとに駐車場を整備した場合、まちの商業機能が低下するほか、歩行者と自動車が交錯して、区が目指す「歩きたくなるまち新宿」の実現が困難になるという課題が生じています。

このような問題を解決するために、地区の特性に応じた駐車場の整備基準を策定して、台数の軽減や集約設置などの駐車場の適正配置を行い、商業機能のさらなる向上を図りながら建てかえを促進し、「歩きたくなるまち新宿」を目指しています。

この駐車場の整備基準が地域ルールと言われるものです。この地域ルールを策定するために、昨年、平成23年1月に学識経験者、警視庁等の関係行政機関、地元の代表の方等で構成いたし

ます新宿駅周辺地区地域ルール策定協議会を策定して、今、東口の地域ルールの策定に向けて調査・検討を進めているところです。そういう計画の策定の中での経常事業の評価としては、概ね適正、今後も継続すべき事業と所管課としては評価しています。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問ありましたらお願いいたします。

事業の概要で、各地区の特性を生かしながらということは、例えばどういうことでしょうか。

【説明者】

例えば今、地域ルールを策定する新宿駅東口地区、こちらについては延べ床面積が1,500㎡を超える建物の建て替えの場合に、附置義務の駐車場を設置する義務が発生します。各々のビルがそんなに大きくない中で、例えば新宿通りは、いろんな店舗、ビルが展開していますが、各々で駐車場を設けた場合、駐車場の間口が大体7～8mぐらいになります。ある程度大きい建物、間口が広ければ駐車場の入り口があっても店舗としての展開はできるのですが、各ビルが駐車場の入り口をつくるとなると、1階フロアは店舗としては成り立たなくて全部が駐車場になってしまう。そういう問題があって、附置義務が通常の建物の建て替えに応じて発生した場合、商店街として成り立たなくなるという地域特性があります。

一方でまだ、一時期よりは結構減ってきたのですが、土日など駐車場の待ちが多いという状況があります。駐車場の附置義務をなくせるかという、なかなかゼロにはできない。このような状況の中で、どういう方向性で検討すれば、まちの魅力も失わずに駐車場の整備を進められるかを地域ごとに検討して進める、政策課題に基づいた地域ごとのルールを策定した整備計画に今回変更したところです。

【部会長】

そうしますと地域ごとにこれで見ますと策定協議会のようなものがあって、これには地元の商店会の方、商業施設のオーナー等が入っているのですか。そういう中で検討されているということでしょうか。具体的にどのように進めていらっしゃるのか。

【説明者】

整備計画が策定されたのが1年くらい前で、手始めに新宿駅の東口地区をスタートしたところです。ですから、今後また地域の方の声等を聞きながら、必要に応じて整備地区も一部拡大しています。飯田橋駅周辺地区を新たに追加しています。その地区で駐車場の新たな施策等の必要性が生じた場合、整備計画の中でルール等を策定できるように地区を追加し、今後、いろんな地域の方の声等も聞きながら、必要に応じて地域の協議会を設置していくということです。

【部会長】

スタートした段階だということですね。推進しつつあるということですね。

【説明者】

はい。新宿駅東口につきまして、東口、イースト協議会という地元が主体になった協議会が立ち上がっています。地元の振興組合を中心とした、そういうまちづくりの団体があるもので

すから、最終的に地域ルールを運営していくのも、地元が主体になったエリアマネジメントみたいな形で対応していくというものを想定しています。そういった地元の団体、母体となるような検討組織があるところに、まず取りかかっていくということで、新宿駅東口をやっているという状況です。

【委員】

駐車場整備計画の3ページを見ますと、四輪車の供給率が非常にオーバーしているところがあって、これは計画事業の中でもお話ししたのですけれども、自動二輪車は極端に供給が少ないわけですね。特に西口に行くと東口よりも少なくなって、非常に利用者としては困っているというようなことがあります。ぜひそこら辺の改善をしていただきたいと思います。

【説明者】

みどり土木部に交通対策課というところがありますが、そこでは、自動二輪を新たな課題として認識してしまして、さまざまな角度から検討を進めているところです。

【委員】

新宿全体からすると、四輪に関しては供給過剰ですね。だから、個人的には附置義務は要らないのではないかと考えています。神楽坂においては、まちづくりの中で早稲田通りに関して、駐車場の入り口はつくるなという地区計画をしているので、建物を建てる時には駐車場をつくれなわけですね。附置義務は飛ばしでいくしかない。新宿大通りに駐車場ばかりでは、さっきの話ではないのですけれども、本当にまちが壊れてしまうので、よろしくお願いします。

【委員】

この駐車場というのは、自家用車をとめる場合の駐車場も、それからまちなかで買い物に来てとめる駐車場も全部含まれているわけですか。

【説明者】

そうですね。

【委員】

駐車場の目的が全然目的が違いますよね。そこら辺はこれからどのように進めていくのでしょうか。供給が多いと言うけど、例えば、車を運転して商店に行くと、商店の前に全然止められないから、みんな違法で止めているわけですね。そういう場合と、自分が車を取得するためには駐車場がなければ取得できない、その台数も入っているわけですか。

【説明者】

自家用の駐車場は、基本的にはご自宅などに設置しますよね。この駐車場整備地区というのは主に商業地区のものでありますから、あまり住宅地をイメージしている数字ではありません。今、我々もルールの策定の中でいろんな調査もやっています。特に東口では、百貨店の駐車場が足りないことが顕著にあらわれていますが、他の店舗が足りないのかというと、数字的には足りているというような結果も出ています。ですから、一方で、その辺のバランスをどのようにとるのかも含めて今検討しているところです。

【説明者】

1,500㎡という結構大きな建物、それ以上でないと附置義務はかかってきませんので、それ以下の建物を建てる時に、いくら物販とか車で来る方がいらっしやっても義務がないのでつくってないのです。そうすると、そこのビルに駐車場がないのでどこかに探すという形になります。ただし、東口全体を調査した中では、大体2割から4割ぐらい、平日ですと4割から6割ぐらいは使われていない、空いている状態が続いています。

もう一つ、まちづくりの方向として、東口周辺については、できる限り一般車は入れていかない、どちらかという歩行者主体のモールのような、そういった全体のまちづくりを進めていきたいという方向性があります。そうするとその中に駐車場をつくるということは、車を入れる受け皿になってしまうので、政策的にも駐車場をつくらなくて、電車なり公共機関で来て歩いてもらうというような方向性で考えています。

【委員】

駐車場が余っているはずなのに道路渋滞が起きたりするような路上は、路上駐車とかそういうのが多いということかと思います。運転していると、止めるところに非常に困ることが多いです。高齢の介護を要する者を病院に連れていったり、どこか施設に連れていったりするとき少し止めたいと思っても、本当にこの辺駐車場があるのかと思うぐらい止めるところはないですね。新宿区に関して言えば。

それから、子どもの送り迎えとか、そういうときも結構困ったことがありましたし、何でもかんでもいい数値が出ているのかと疑問には思いました。コンビニエンスストアなどは、すぐく荷物の搬入が多いですからよく路上に止まっていて、それで渋滞していることはありますね。それで混雑しているので、本当に駐車場が足りているのだろうか疑問には思います。

【委員】

駐車場整備の対策、整備地区の整備の目的は何ですか。

【説明者】

23年に改定したのですけれども、もともと車社会ということがあって、最初は平成5年につくっています。駐車場をどんどんつくっていこうという話もしていましたが、今は車も減ってきた状況もありますので、まちづくりを誘導できるような形で駐車場整備計画を改定したというのがこの趣旨になります。

この中には駐車場をどんどんつくっていきましょうという考え方は特に盛り込んではいないです。うまく附置義務でかかった駐車場をどのように適正配置をして、ソフト的なところも含めて誘導する、ソフトを担保するような施策をやっていく必要があるのではないかとということで載せているというような内容ですね。

【委員】

目的がよくわからない。

【部会長】

地域ごとのいろんな整備をどのようにしたらいいかというのを考えようということですね。それで、地域ルールとおっしゃいましたけれども、そういうものを各地域別で、数字ではわか

らないいろんな状況があるようなので、それをきちんと調査されてということですか。

【説明者】

一番極端な例として東口の例を出しましたが、西口の大規模な超高層ビルの駐車場は普段がらがらです。あそこは附置義務でつくっているのですけれども、そういう状況ですので、どうしてもそこを有効活用したいと考えています。

【委員】

利用者としては、ああいう駐車場は不便ですよ。だからWEバスみたいなものができたと思いますけれども、その辺もう少し、お互いに思いを一つにしていけばいいと思います。整備するとか、つくるとか、つくらないとかという問題ではないと思います。

【部会長】

この事業名が、駐車場整備事業推進なので理解しにくくなっているんだと思いますけれども、この事業の目的が一言で言うとどんな感じになるか言っていただくと誤解が晴れるかなという気がするのですが。

【説明者】

既存の駐車場をいかに有効に活用できるかと、駐車場を新たに整備するということです。例えば東口の場合、本当はエリア内に入れないで、グリーン路と言われる周辺部に駐車できれば、中が歩行空間として活用できる。そういう部分でスクラップアンドビルドするような場合があります。例えば、先程申し上げた西口の空いている駐車場を今後いかに活用していくのかとか、そういう総合的な駐車場施策を今後考えていきたいと思いますという計画です。

【委員】

その有効活用はどんなことを考えていらっしゃいますか。

【説明者】

実際、警察官しかできなかった違法駐車を取り締まりが、平成18年に駐車監視員の制度ができてから、違法駐車が相当顕著に減ってきているという実態もあります。今後どのように有効活用していくかは今計画の中でも検討中ですが、一つの案としてあるのは、東口で駐車場が足りなくて西口で余っているのであれば、その飛ばしを西口に飛ばせないのかという案です。ただし、飛ばした場合、実際歩行者が歩ける距離というのは300メートル、5分とか6分というような話ですから、それ以上離れたときに本当に飛べるのか、飛べないのであればそこを何かつなぐ交通手段を考えるのか。東と西の間での飛ばしがどうかは、まだ議論になっていて最終結論は出ておりませんが、そういういろんな施策を考えているところです。

【委員】

パーキングメーターで入ったお金はどうなっているのですか。

【説明者】

あれは警察です。要は駐車の一時的解除、駐車規制の解除で、駐車場ではないものですから、全部警察の方に入ります。

【委員】

道路使用と同じ考えですね。例えば新宿通りにパーキング施設をつくっても、区には入ってこないということですね。

【説明者】

制度としては、道路附属物として道路管理者につきます。荷さばき施設もそうですけれども、そういったものもできます。ただし、警視庁で設置しているものですから、それをどうしていくのかは、またいろいろ議論してやっていくことになろうかと思います。今、荷さばきがかなり問題になっていまして、かさも大きいので、なかなか駐車場に入れないといったときにどういう対応をしていくのかが一つ課題です。

【部会長】

それも含めて検討されているわけですね。

【説明者】

そうです。ですから、駐車場整備計画の中にその辺の各施策を盛り込んでいます。この事業はいわゆる整備事業の推進ですので、事業展開としては、この整備計画を推進していくのをマネージしていく形になるのかなと思います。

【委員】

実施方法が委託となっているのはどういうことですか。

【説明者】

この検討会の運営や、いろいろな資料の作成、現地調査、そういうものを委託で補ったということです。

【部会長】

よろしいですか。では、時間になりましたので、どうもありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

では321番「新宿生活実習所の管理運営」の事業評価につきまして、ご説明をお願いいたします。

【説明者】

シートのご説明に入ります前に、事前にお配りした事業概要で、この施設の概要についてご説明したいと思います。

まず、設置の目的、どんな事業をやっているのかということですが、①生活介護、②短期入所事業、日中一時支援活動となっています。①の生活介護というのは、知的障害の方が日中さまざまな活動をするに当たって、就労まではなかなか難しいけれども、例えば散歩をしたり、創作活動したり、あるいは絵をかいたり、そういったようなことをお一人お一人のニーズに応じて、昼間に活動を展開しているということです。生活介護はいわゆる定員制になっていますので、決まった方が来られるという形になります。

次に、②の短期入所、日中一時支援活動については、常時介護が必要な知的障害児者の介護者が休養をとるときなどに、知的障害児者を受け入れます。例えば親一人、子一人のご家庭で

冠婚葬祭があったときに、常時介護が必要な知的障害者のお子様を1泊預かる、こういうことが短期入所です。それからもう一つ、宿泊は要らないけれども、お昼の間だけ預かるのが日中一時支援活動ということになります。

以上のように、①の生活介護はいわゆる定員制で決まった方がいらっしゃる。②の方は、決まった方ではなく、登録された多くの方が利用しているということです。

新宿生活実習所の所在地は弁天町50番地、外苑東通りの弁天町の交差点のすぐ近くです。

次に利用者の状況、障害の程度ですが、愛の手帳が知的障害の皆様の障害の程度をあらわす度数になっておりまして、1から4、1が最も重い方ということになります。

実習所の場合は、1度の方が2人、2度の方が35名と、2度が一番多いという意味では、重度の知的障害者の方が通っていらっしゃるという施設です。

したがって、時として施設の中で大声を上げたり、一時的にパニックになってしまったりする場合がありますので、その場合には職員の方がマンツーマンでご支援申し上げるということになっています。

当然のことながらお一人では来られませんので、ドア・トゥ・ドアに近い形での送迎バスを展開しているという状況です。

事業概要に基づくご説明は以上です。

それでは、経常事業評価シートに即してご説明します。

事業の目標・指標は、多様な利用者ニーズに対応できる支援体制の充実という指標を設定し、この指標に関して、23年度末の現況としては94%が利用者の満足度となっておりまして、将来的に90%台を維持していきたいと考えています。

この調査は、第三者評価という形で指定管理者に評価を行っていますが、その第三者評価に基づくパーセントという意味では高いパーセントと認識しています。

続きまして、事業コストを見ていただくと、例えば一番上の一般財源、特定財源を見ていただいても、概ね3年間、金額的には変化ない状態で進んでいるということがご理解いただけると思います。

事業評価の5つの指標については全て適切と考えていまして、事業の方向性も今後とも継続と考えています。

予算事業シートの活動実績のところ、①から③まで見ていただくと、少しずつ人数は増えているという状況になっています。一方で、予算的にはそんなに増加しているわけではないということがあります。この中で、①の利用者支援生活介護事業の実績に関して、本施設の定員は50人ですけれども、21年度が48人、22年度が49人、23年度が49人、24年度で51人になりました。今後も少しずつ増え続けていくだろうということが想定されます。

なぜかと申しますと、例えば発達障害の方も大変今増えておりまして、特別支援学校を卒業する方も、例えば5～6年前に比べると今は倍になっている。知的障害者の学校も足りないため、いろんなところに増設している状況ですので、当然新宿区の利用者の方も増えてくるということが考えられます。

そういった中で、分析欄の数量分析では、全て増加と書いています。分析結果では、今後も指定管理者と協力し、運営管理を行っていきますとしました。来年度も恐らく増えていくという状況で、かなり重度の方もいらっしゃるの、人員配置をどうしていくか。施設のスペースを増やすことはできませんので、そういう中でどういうふうに工夫していくのか。

今最も懸念しているのは、利用者の皆さんの安全確保です。子どもの数が増えていますから、例えば所長が1人という中で、スパン・オブ・コントロールという意味では、一定の職員の対応も必要です。逆に、職員は本当に一生懸命やっています。それが94%という利用者の満足度にあらわれています。1つだけ例を申し上げると、知的障害者の皆様に定期的に水泳の指導というか、水浴びも含めてやる形をとっていきまして、通常ですと一般の講習会等に参加させていただいているのですが、実習所の場合は自ら企画してやっている。本当に献身的にやっていて評価が高い半面、労働という意味ではかなり大変な状況でやっているという点もあります。その辺を考慮しながら、今後とも安全第一でやっていくということを最大の今後の目標としてやってまいりたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、質問等がありましたらお願いします。

実績の評価のところで、第三者評価とか利用者アンケートの話が出ましたが、第三者って一体どこなのかを教えてくださいたいのと、利用者アンケートはどこがつくっているのか、それから、区の方でアンケートの内容についても少しアドバイスをしたりしていらっしゃるのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

【説明者】

第三者評価については委託を結んでいて、いわゆる事業者、専門機関にお願いをしています。福祉サービスの第三者サービス評価というような形になりますけれども、そういった中で設問等や分析についても業者でやっていただいているという状況です。

【部会長】

その第三者評価では現場を見たり、ヒアリングをしたりとか、そういうことも含んでいるのでしょうか。

【説明者】

現場にも入っています。

【部会長】

わかりました。あと、アンケートのことはいかがでしょうか。

【説明者】

アンケートの設問項目も評価機関がつくっています。

【事務局】

福祉サービスの第三者評価というのは、やり方が決まっております、東京都に登録している機関でないとこの評価はできません。

【委員】

専門機関ですね。

【委員】

そのアンケートについて、90%台は維持したいということですが、この残りの不満足な方は、どんな理由なのかは把握していらっしゃるのですか。

【説明者】

手元にはございませんが、できればもう少し支援員の人を増やしてほしいとか、もっといい人にやってもらいたいとか、そんなようなレベルだと認識しています。

【委員】

どんどん障害者の方が増えているというときに、その対応として、拡大なのか、継続なのかというところを、どのようにお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

【説明者】

方向性としては、大きくは継続ということが適当であると考えています。その理由は、仮に例えばあと10名障害者が増えているからといって受け入れてしまうと、施設のキャパは変わりませんので、安全性の面で疑問符がつく。そうなってくると、この施設以外で、こういう方々をお世話できる施設を新たにつくることが現実的に適切な対応となります。具体的にはこの施設の本当に隣の隣ぐらいのところですが、そこの国有地を使って、ある種類似的なサービスもできるようなところを今建設に向けて努力している状況です。

【委員】

管理の方法で利用料金制を導入し、とありますけれども、指定管理者は、もう一つ使用料金制度があると思いますけれども、利用料金制にしたのはどんな理由ですか。

【説明者】

一般的に、利用料金制ということになるとご本人からご負担をいただくということで、受益者負担という観点からも、一般的にはそうだろうと認識をしています。加えてこの施設の場合は、障害者自立支援法という法律に基づく施設で、そこで一定のサービスをすると、国や都からもこの施設に収入が入ってくる。それも併せて利用料金制度というようなことでやっていくのがふさわしいと考えたものです。

【委員】

法上は1割負担ですか。

【説明者】

法律上は、1割負担とご理解いただいてもよろしいかと思います。ただし、その上で新宿区としては軽減措置というのも設けておりまして、具体的には3%まで軽減をした形でやらせていただいています。

ただし、所得によってはご負担いただかないので、利用者からの収入はさほどいただけない、むしろ国等からいただいているような形になります。

【部会長】

事業の効果のことですけれども、利用者が1.2倍になったということで、その理由として、指定管理者が制度を導入して運営努力があるのではないかと書いてあるのですが、先程のご説明の中に対象者が全体に増えているというようなお話もございましたので、それとの関係で言うと、指定管理者の運営努力によるものなのか、あるいは対象者が増えているからなのか、微妙だなという気がしました。その辺のご見解をお聞きしたいというのが一つと、それから、先程もご質問出ましたけれども、事業の方向性として継続になっていますけれども、そういう対象者が増えているということであれば拡大してもいいのかなと思ってしまいますが、その辺のご意見を伺いたいのですけれども。

【説明者】

まず、人数の増えた理由ということですが、過去から現在までに関しては、活動内容等の質の向上によるものです。具体的には、かつては直営で、もっと小さな単位で施設の運営をしていたのですが、だんだん定員も拡大してきたということがあります。そういう意味では、例えば指定管理者にした効果も含めて事業の中身によるものと認識をしています。

満足度が高いですから、今ご利用されている方が来年から行きたくありませんという方はほとんどいらっしゃらない。そこに持ってきて障害者の方が増えていますので、今後も増えてくると認識しています。

それから、継続と書かせていただいた理由は、定員が50人で、今51人ですけれども、来年52人ぐらいになりそうです。ただし、実際に通っていらっしゃるのは大体90%ぐらいですから、定員の中におさまるのですけれども、いずれあと何年かたてば限界になってしまいます。この施設の定員というレベルでは、すでにいっぱいになっていて、それ以上にできないので継続と書かせていただきました。そうはいつでも48人のときよりは51人のほうが、人数が3人増えていますので、支援員も増やしていくというような、そういう協定にもなっていますので、そういう意味では拡大にとれなくもないという部分も確かにあります。

【委員】

そうすると、これから利用者が利用待ちということもあり得るのですか。

【説明者】

実は、それが一番頭の痛いところです。例えば特養ホームのように待機者という形になりますが、18歳で特別支援学校を卒業された方が他に行き場がないということになると、ご自宅にいらっしゃるということになってしまうので、極力それは避けたい。そういう中では、定員が1人、2人増であれば何とかお願いしてお入りいただくということをやりつつ、片方では、新しい施設をお借りするという状況です。

【委員】

利用者は区民の方ですか。

【説明者】

基本的には区民です。

【委員】

そうすると、この施設がいいからといって区民になってくるという人も、実際はわからないですね。

【説明者】

いらっしゃるかもしれませんが、定員オーバーしているという現状がありますので、なかなかそういう方も今はいらっしゃらないかと思います。

【部会長】

先程、指定管理者の運営が非常に優れていると説明がありましたが、どういう意味で以前と比べて中身が充実したのかということをお教えいただけますか。

【説明者】

まさに指定管理者制度の目的そのものですけれども、一つは、現在の指定管理者は、かなりの経験と実績のある事業者で、非常に大きな法人で、ノウハウもかなりあります。そういう意味では全体的な指導のほかに、個々に応じたきめ細かい対応もやっています。

最近では、例えば区役所で展示をやっているのですけれども、その中の油絵の展示を欲しいということで、1万円とか2万円で買ってくださいる方もいらっしゃる。全体としてのそういう伝統とともに、個々の指導員のノウハウをなくしては語れないというようなところもあると考えています。

【部会長】

時間になりましたので、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

では、499番「公園のサポーター制度」の事業の評価につきましてご説明をお願いします。

【説明者】

新宿区の公園サポーター制度についてご説明させていただきます。

この制度は、区民や区内の事業者の皆さんが、自主的、自発的に安全で快適に使いやすい公園を育てていくという制度で、平成13年度から発足しています。当初は公園の里親制度という名称で行っていたのですけれども、平成15年度に公園サポーター制度と名称を改めました。

公園サポーターになっていただくには、まず希望される方からの申し出が必要になります。希望される方との間でどこを対象にサポートしていただくのか、活動内容とか活動の頻度等について話し合いを行って、詳細を決定した後に、区と活動される方との間で同意書を取り交わして活動の開始ということになります。

次に、この制度の導入の背景をご説明したいと思います。

1つ目は、行政による公園の管理となりますと、我々もいろいろと特色のある公園づくりを工夫はしているところですが、どうしても画一的といいますか、同じような公園管理にならざるを得ない部分があります。

2つ目は、公園の管理も地域の皆さんとの関わりがとても重要になってきて、地域住民の方の積極的な協力が必要不可欠になっているという状況があります。

3つ目に、ボランティア活動が盛んになってきているということが挙げられます。公共施設の管理は、行政任せにせずに自主的な活動によって、よりよくしていこうという意欲的な働きが近年活発になってきているのではないかということが言えると思います。

具体的な活動内容について、いくつか紹介させていただきます。

基本的には、清掃ですとか花壇や植え込みの管理というのが多いのですが、ソフト面でもいくつか、例えば公園利用者にマナーを守っていただくための声かけですとか、地域のイベントの開催ですとか、また、公園というよりは遊具の清掃といったことも行われていまして、サポーターの皆さんの様々なアイデアで多種多様な活動が行われているところです。

区は何をやっているかといいますと、用具類や腕章、そういったものの貸与、花の苗の提供といったことを行っておりまして、活動自体は無償で行っていただく。活動に対する報酬といったことではなくて、あくまで参加者の方の自主的に参加していただくのに対してサポートさせていただいているということです。予算事業シートの中にあるサポーターへの謝礼金は、1人500円という非常にわずかな金額ですが、連絡に必要な必要経費ですとか会議を開催したときの場所の費用といったことです。

当区では、計画事業で「みんなで考える身近な公園の整備」というのを掲げています。ワークショップなどを行って、地域の皆さんと一緒に公園の改修などに当たっては、計画を立てていくことを行っておりまして、その検討に参加していただいた方にそのままその公園のサポーターになっていただいて、愛着を持って管理をしていただくということですとか、また、子どもたちの参加ということも挙げられます。

また、地域の小学校に小学校単位でサポーターになっていただく。花の苗の植えつけとか、ビオトープを持っている公園があり、ビオトープでの田んぼがありまして、田んぼの田植えですとか、そういったことも行っています。

課題としましては、企業の参加が少ないということが挙げられますが、ここ数年は非常に企業も増えておりまして、現在10団体の企業が参加しておられます。もっと参加していただいて、企業ぐるみで公園管理に携わっていただければと思っています。

それから、熱心に公園管理をサポートしていただくのはいいのですが、思い入れが強くてご自分の庭みたいな形で使われてしまうという、私物化というようなことがあります。適正な、決められた範囲で決められた活動をしていただくように指導はしているのですが、一生懸命やっていた方の方の気持ちをいかに尊重して制限をかけていくかというところが悩ましいところです。どこまでが私物化なのかという線引きもなかなか難しいところです。

本制度は、自主的、自発的に活動するというのが趣旨ですから、自主性を損なわないように、一般の利用者の視点に立った運営管理をお願いしていくとともに、今後は個別に活動することの多いサポーター同士の連携も視野に入れて、サポーター会議みたいなことも少しやっていかなければということを考えています。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

この事業の評価の事業の目標・指標のところですが、これは公園サポーターの登録がある公園の数ですね。サポーターは、個人の場合もあれば団体の場合もあるのですか。

【説明者】

はい。個人と団体両方あります。

【部会長】

そうすると、このサポーターの登録がある公園の数というのは、例えば、公園一つについて1人登録があれば数に入っている感じになるのですか。

【説明者】

そうです。逆に、一つの公園で何団体も登録しているというところもあります。

【部会長】

難しいところですね。わかりました。

それから、もう一つ、公園利用者満足度ですが、これはどういう調査によるものですか。

【説明者】

それは区政モニターアンケートというのを行ってまして、その中で公園に満足しているかという設問をするわけですが、それでも、「満足している」、「まあ満足している」というような回答の合計が63.8%ということです。

【委員】

これは、どんなところでアンケートを実施しているのですか。

【説明者】

区政モニターアンケートは、毎年区政モニターというのを募集しまして、ある程度限られた人たちではありますけれども、その区政モニターに対し実施しているものです。

【委員】

わかりました。もう一ついいですか。

サポーターの登録制とありますけれども、例えば、登録した人は新宿中央公園がいいとか、選べるということですか。

【説明者】

もちろんそうです。

【委員】

公園の近所の方で、公園があつてうるさくて嫌だとか、ごみが散らかるとかということで嫌だという人もいますよね。できれば、公園の近所の方にサポーターをお願いして、そういう苦情も入れながら1日見回りしながら異常に気がついたり、それから、緊急な場合も例えば鍵を開けてくれたりというのが必要だと思うのですね。だから、公園単位で人を決めるような形でやっていただけると、荒れた公園とか、皆さんがサポーターをしたいという公園は恐らくきれいになっていると思いますが、手つかずの公園もあると思います。例えば、公園にトイレがあれば、トイレが汚くなっているという情報を近所の方が知っているはずですよね。

ですから、サポーター制度に何とかうまくそういう方を取り入れてやっていただくといいか
なと思いますけれども。

【説明者】

おっしゃるとおり、今現在は、ほぼその公園の周囲、近所にお住まいの方にサポートして
いただいているというところです。例えば、街灯の電気が切れているとか、トイレにごみが捨て
られているといったような連絡を常日ごろいただいております、そういう点に関しましては
大変ありがたく思っています。

サポーターがいる公園だから区は何もしていないということではもちろんなくて、基本的な
維持管理は区で行いながら、細かい部分についてサポーターの方にお手伝いしていただい
てというスタンスです。

【委員】

公園の私物化ということですが、この私物化はよくわかるのです。思い入れのある人
が自分の好きな花を植えたり、木を植えたり、あるいは石を持ってきたり、そういうことがあ
るのですね。それは区の方で早く気がつかないと、取り壊すのはなかなかできないので、その
辺はもう少し私物化にならない方法を検討していただく必要があると思います。

【説明者】

そういう場合は、細かくコミュニケーションをとって頻度を上げてお伺いするといったこと
も現在行っておりまして、いろいろお話はさせていただいているところです。

【委員】

個人と団体との比率がどんなふうになるかなというのが一つと、それから、サポーターとい
うのは個人の場合ばらばらですので、公園においてサポーターのまとめ役みたいな人とか組織
というのでしょうか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

【説明者】

23年度の活動実績でいいますと、サポーター数が110組となっていますが、こちらの数字の
ことでいいですか。

【委員】

そうです。110組が団体数と書いてあるので、近所の公園だと個人の人も多いだろうし、そ
れと同時に、サポーターは個人の人が多ければ、一つの公園であなたはこうやってくださいと
いう、そういう連絡係みたいなまとめ役みたいのはどうやっているのか、それは区が指導して
いるのかどうかという、それをお聞きしたいと思います。

【説明者】

構成としては、団体で行っているサポーターが大体89人ぐらいでして、個人の方が30人です。
団体の方が多いですね。例えば町会単位でサポーターになっていただくと、そういったことも
あります。

まとめ役となりますと、個人でやっていらっしゃる方をまとめるというのはなかなか難しく
て、区の職員が直接窓口になって、困ったことがあったら相談してくださいと、お願いするこ

とになっています。団体に関しましては、大きいグループになりますと、その団体の代表ですとか、町会でしたら町会長さんとか、そういった方がまとめ役になって我々との窓口になると、そういったことでやっています。

【委員】

そうすると、一つの例えばAという公園にこの人がサポーターで登録している、この人もサポーターで登録している、このサポーター同士は。

【説明者】

ほとんどが知り合いといいますか、近所ですから顔なじみの方が多いのですけれども。

【委員】

サポーターに登録しているということはわかっていらっしゃるのですか。

【説明者】

活動のときには腕章をしていますので、恐らく会うことはあるだろうと思います。そこら辺までは申しわけありません、把握しておりません。例えば、新宿中央公園は非常に大きな公園ですから7団体あります。連絡会みたいなことを月に1回定期的にやっております、それと7団体が合同で会議も行っています。

【委員】

サポーターからの申し入れで、何か区の対応をしたことってありますか。

【説明者】

たくさんありますけれども、例えば、サポーターではなかなかできない樹木ですね。こういう木があったらいいけれどもですとか、今貸している道具以外にもっと貸してほしいとか、そういった要望が多いです。

【部会長】

この活動実績の表の書き方で、対象数と活動実績が同じになっているのですけれども、これはどうやって読めばいいですか。例えば、23年度で言うと、活動実績110組、対象数110。

【説明者】

説明しづらいのですけれども、サポーター登録をしている団体は、通常活動休止とかそういうことではなくて、オール100%活動しているということです。

【部会長】

そういう意味ですか、110組あるうち110組がきちんと活動していると。

【説明者】

はい、そういう意味です。

【部会長】

それを区が把握しているということですか。

先程の話だと、区では全体のサポーターに登録された方の会議みたいのがあるということでしたけれども、そこまでやってないみたいなことをおっしゃっていましたね。これから検討したいというようなことでしたよね。でも、連絡はとり合っているから活動しているということ

が認識されていると、そういう認識でよろしいですか。

【説明者】

個々のサポーター、団体、個人含めて、毎年今年はどうしますか、活動しますかというような連絡から始まって、花代の提供ですとか用具の貸し出しとかを通じて、さまざまな連絡はとり合っているということです。

【部会長】

区とサポーターはつながっていると。サポーター同士がまだと。

【委員】

そうすると、この生きがいや新たなライフスタイルを発揮する場を提供しているということは、実際にはどんなことを提供しているのでしょうか。

【説明者】

具体的な事由で言いますと、下落合におとめ山公園があるのですけれども、そこでは割と高齢の方にも園内の掃除に参加していただいていますし、同じおとめ山公園では蛸を地域の方が長年飼育してしまして、それが一種のライフワークみたいになっているということで、毎年お祭りみたいなことをやって大変盛況になっています。

【委員】

それは、サポーターの方が主体となって実際にやっていらっしゃるのですか。

【説明者】

そうです。

【委員】

地域の実情に合った公園が実現できているという話が今のお話だと思うのですね。それを内部評価に書いていただくと嬉しいです。

【委員】

PRをもっとしてほしいですね。

【委員】

先程出ましたサポーターの方の思い入れが強くてお庭のようにして、というお話ですが、無償で一生懸命なさっているけれども、外の方から見ると私物化とされている。両方の言い分はわかるのですけれども、サポーターは一度なると割とずっとやっていらっしゃるので、何年かで変えるようにするとか、話し合いで同じサポーターの方から言ってもらおうとかすると少し良いのではないかと思います。

【部会長】

この事業の評価、公園利用者満足度を区政モニターのアンケートで見ていることになっていましたけれども、むしろサポーターの人にアンケートをとったりするともっと効果が見えてくるかなという気がするのですね。意見になってしまいますけれども、硬い制度ではなくて柔軟い制度なので、いろいろなことが湧き上がっているというイメージはできるのだけれども、何かこの内部評価にあまり書かれていない感じがするので。

【委員】

サポーター同士、同じ情報をもっと共有して、花の名前だとか植え方だとかも含めて研究し合ったりするといいのではないのでしょうか。また、そういう研修などがあると、サポーターになりたいという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。花のところに名前が書いてあったりする公園とそうでないところがあります。サポーターが調べて名前を書いてあると、公園に来た人たちにとっても非常に親しみが出てくると思います。サポーターの研修をやっていただけるとそういった公園も増えるのではないかと思います。

【部会長】

それでは、時間になりましたので、どうもありがとうございました。

<説明者退席>

【部会長】

シートの書き方等で何かご質問などありますでしょうか。

【委員】

方向性に対する意見については、どこをチェックして、どのように書いていけばよろしいのでしょうか。

【部会長】

受益者負担、類似・関連事業、協働となっていますね。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

受益者負担、類似・関連、協働事業を、今年度はあえて評価項目から外させていただきました。と言いますのは、何をもって受益者負担と考えるのか、何をもって類似関連と考えるのか、何を持って協働とするかという定義づけが非常に難しく、議論を深めていく中で、例えば受益者負担というものについて必要性があるのかないのか、1つずつ見ていく必要があろうかと思っています。

協働につきましても、例えば協働の相手方が民間企業、NPO、一般の皆様の区民の方々、いろんな対象があります。それから、例えばNPOとNPOの協働という考え方も最近出てきています。そうすると、協働もいろんな定義がありますので、そういう意味では、評価項目ごとにご意見としてお出しいただく。

【部会長】

意見ということは、この内部評価に対する意見ではないということですか。

【事務局】

内部評価に記載した内容に対しての意見です。例えば、受益者負担は対象になりませんと言いつけているものの中にはあります。そうすると、受益者負担の考え方は何か、と根本から考えると変わってくる可能性があります。そういうものについては、このように受益者負担を考えるというものがもしあればお出しいただければと思います。

【委員】

事業を否定するようなことになる可能性もあると。

【事務局】

受益者負担の考え方としてはこう考えますということで、事業そのものを否定するわけではないと思います。例えば、先程夜間の受益者負担を求めたいという話がありました。それに対して皆様の考え方が多分あると思います。それはご意見として出していただく。行政側としては、ある特定の方々が利用する施設について、そこに税金が投入されますから、そういうものについては、受益者負担の考え方を検討していくことになります。

ただし、施設の設置目的、それから、対象者等によって、ここは5割求めた方がいい、25%がいい、75%、いや、全額だといろんな考え方があります。むしろそういうところで皆様のお考えがあればお出しいただければと考えています。

【部会長】

その考えというのは、内部評価に対する意見というよりは、事業そのものに対する考えのようになる感じですか。

【事務局】

例えば内部評価に夜間利用に対しての受益者負担を求める方向で検討していきますと書いてあります。それに対して、皆様のご意見として、この施設はまだ高齢者のための施設として開放している意味があるから、対象者を減らさないためには無料化が必要ではありませんかというご意見がつくのは問題ないと思います。

ただし、例えば、介護教室で使うとか、高齢者の生きがいをつくる施設として活用するという事業目的の施設を、地域の集会施設として使わせようという意見が出てきてしまうと、これは本来の目的からずれるので、そこは違いますよと、そういう話だと思います。

【部会長】

内部評価していることに対しての意見ということでいいのですよね。

【事務局】

はい。適当、不適當ということではございません。意見としていただくということです。

【部会長】

意見として書くと。今回の経常事業評価では、事業の目標とか指標の評価はないとおっしゃっていたかと思うのですが。

【事務局】

目標・指標に対してご意見は当然あって結構です。例えば、目標または実績の評価という項目がありますけれども、この中で、例えば24年度の目標に対してこれはどうであるかと考えるわけですね。先程ございましたけれども、公園サポーターの満足度をどう測ったらいいか、指標としては必要と考えると、これは出てきてよろしいと思います。

【部会長】

わかりました。よろしいでしょうか。

それでは本日はこれで終了します。どうもありがとうございました。

<閉会>